

広島県告示第千二百九十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第三十四条の三の規定によって、次のとおり収用又は使用の手続の開始を告示する。

令和五年十二月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 起業者の名称

国土交通大臣及び西日本高速道路株式会社

二 事業の種類

1 国土交通大臣起業に係る事業

一般国道2号改築工事（岩国・大竹道路）（広島県大竹市小方二丁目地内から同市元町四丁目地内まで）

2 国土交通大臣及び西日本高速道路株式会社起業に係る事業

一般国道2号改築工事（広島岩国道路及び岩国・大竹道路）大竹西ジャンクション（仮称）

三 手続を開始する土地

国土交通大臣起業に係る事業のうち、次に掲げる土地

1 収用の手続を開始する土地

広島県大竹市御園二丁目並びに小方町小方字卸場及び字大願寺山地内

2 使用の手続を開始する土地

広島県大竹市御園二丁目及び小方町小方字大願寺山地内

四 法第三十四条の四の規定による図面の縦覧場所

大竹市役所